

【財務運営の実績に関する評価】

令和4年度 事業経営評価

団体名	クリアウォーターOSAKA（株）	所管所属名	建設局
-----	------------------	-------	-----

中期目標	中期目標期間
	令和4年5月1日から令和9年3月31日までの4年11か月間

財務運営の実績に関する評価(財務運営に関する事項)

年度計画達成状況	指標 I	税引前当期純利益				
		R4	R5	R6	R7	R8【最終】
	目標値	267百万円	287百万円	330百万円	371百万円	411百万円
	実績値	31百万円				

外郭団体の自己評価	指標の達成状況	B	A：指標全部達成 B：指標全部未達成 C：指標一部未達成	中期計画に対する進捗状況 【当該事業年度】	イ	A：「順調」 イ：「遅れあり」 ウ：「計画の見直し必要」
	当該事業年度の指標及び目標に基づく評価並びに当該評価を踏まえた団体の総合的な評価					
	財務運営における税引前当期純利益の達成状況については、大阪市包括委託業務において、多様な雇用形態の活用やアウトソーシングにおいてスケールメリットの発揮が見込める業務（下水管渠の小規模工事、舗装復旧、マンホール蓋取替等）の集約発注など、業務の効率化による経費の削減に努めるとともに、他都市（市域外）業務においては、大阪市以外の市町村の業務や日本下水道事業団の工事監督補助業務等の受託とともに、新規包括業務の案件形成に努め、目標達成を目指していた。しかしながら、令和4年度では、急激な物価高騰や人件費の増加により売上原価が上昇し、加えて、他都市（市域外）業務では受託が当初見込みより下回ったため、全体として目標値に到達することができなかった。					
	最終目標(中期計画)達成に向けた課題及び課題解消に向けた次年度以降の取組について 令和5年度以降の取組として、経費を削減するために、新たに立ち上げた特別チームにより徹底した執行管理を行い、適切な工事執行や細やかなコスト縮減を強く推進するなど、財政基盤の強化に努めるとともに、物価高騰の対応として大阪市包括委託業務におけるスライド条項の適用を予定している。 また、他都市（市域外）業務では引き続き、当社の知名度・信用度の向上に努めつつ、新たな自治体・団体等への営業活動に取り組み、更なる、他都市（市域外）業務の獲得に努めることにより、令和5年度の目標値を達成する見込みである。					

専門家の評価	公認会計士、税理士その他の財務に関する専門的な知識及び経験を有する者の意見
	経営状況を含む自己評価については妥当である。

市の審査	中期計画に対する進捗状況 【当該事業年度】	イ	A：「順調」 イ：「遅れあり」 ウ：「計画の見直し必要」
	「外郭団体の自己評価」に対する審査結果		
	急激な物価高騰による物件費の増などにより売上原価が増加したことは、外的要因による影響が否めず、また、社会全体の賃上げ動向などの社会情勢を踏まえ、必要な人材を確保するために給与改定を行ったことにより人件費の増となったものの、当該団体は、物価高騰などのインフレ対策である本市包括委託のスライド条項の適用を予定していることや、従来にも増して業務の執行管理やコスト削減を強く推進するなど財政基盤の強化に努めることとしている。 また、他都市（市域外）業務においては、日本下水道事業団関連の自治体支援業務、河内長野市や堺市の包括委託業務等を引き続き受託・実施するとともに、新たに交野市の管路包括業務、羽曳野市のポンプ場等運転管理業務を受託した一方、自治体側での検討に時間を要したことなどにより当期の受託には至らなかった案件もあり、売上高を確保することができなかった。 受託に至らなかった案件は引き続き受託に向けて努めるとともに、他都市（市域外）への営業活動に取り組み、新規受託の獲得に努めることとしている。 そのため、年度計画の目標値を達成できていないものの、当該団体が現状の問題を踏まえ、対応策に取り組むこととしていることから、当該団体の評価は妥当と考える。		

市の評価	当該事業年度の指標及び目標に基づく評価並びに当該評価を踏まえた本市の総合的な評価	
	当該団体が策定した年度計画においては「税引前当期純利益」を指標としており、令和4年度は目標値を下回ることとなった。 そのため、令和5年度において、本市包括委託におけるインフレ対策のスライド条項適用の検討、また、これまで以上に業務の執行管理やコスト削減に努めるとともに、他都市（市域外）業務においては、より一層、新たな自治体・団体等への営業活動に取り組み、本市以外からの受託の拡大に努めるなど、財政基盤の強化に向けて年度計画の目標値を確実に達成できるよう取り組まれない。	
	助言等及び講ずるよう求めた措置の内容【大阪市外郭団体等への関与及び監理に関する条例第7条第5項】（※必要な場合のみ）	